

## 序章 東アジア地域主義における台湾と香港の参加問題

著者	竹内 孝之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	25
雑誌名	台湾，香港と東アジア地域主義
発行年	2011
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00016919">http://hdl.handle.net/2344/00016919</a>

## 序 章

# 東アジア地域主義における台湾と香港の 参加問題



### 第 1 節 これまでの経緯

今日、東アジアでは東南アジア諸国連合（ASEAN）と日本、中国、韓国（ASEAN+3）による多国間での自由貿易協定（FTA）や東アジア共同体構想などの地域枠組が試みられている。しかし、こうした地域枠組や構想には、台湾と香港が含まれていない。また、台湾と香港はバイラテラル（二国間）の FTA 締結でも遅れている。香港は 2003 年に中国本土との経済貿易関係緊密化取決（Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA）（以下、中港 CEPA）を締結しただけである。台湾は陳水扁政権（2000～2008 年）の時代に、国交がある中南米の数カ国と FTA を締結したが、日本や中国、ASEAN、アメリカなど域内外の主要国との FTA 締結は実現しなかった。

台湾と香港は 1980 年代および 1990 年代に、シンガポール、韓国と合わせて NICs あるいは NIEs（新興工業国・地域）として注目された。今日でも、台湾は東アジアにおいて第 5 位、香港は同じく第 7 位の経済規模をもっている（表 1）。これは日本や中国、韓国には及ばないものの、東南アジア諸国連合（以下、ASEAN）諸国の上位と並ぶ規模である。ASEAN 諸国の多くは未だ途上国であり、今後も速いスピードで成長する余地がある。そのため、台湾と香港の順位は低下する傾向にある。それでも台湾と香港が

表1 東アジア主要国・地域の名目 GDP (2009年)  
(100万USドル)

順位	国・地域	名目 GDP
1	日本	5,068,065
2	中国	4,908,994
3	韓国	832,900
4	インドネシア	540,279
5	台湾	378,975
6	タイ	263,472
7	香港	210,585
8	マレーシア	191,351
9	シンガポール	177,072
10	フィリピン	160,981

(出所)『アジア動向年報2010年』および香港政府統計処、  
金融管理局ウェブサイト。

経済的に重要であることに変わりはない。台湾と香港を排除したまま、東アジア地域枠組を構築しても、完成することはできない。

このように台湾と香港が東アジア地域枠組から排除されている背景を明らかにすることが本書の狙いである。しかし、この問題について、日本国内では報道されることはほとんどない。学界においても、東アジアにおける地域枠組に対する議論が盛んであるが、台湾と香港の未参加問題を真摯に扱った研究は皆無である。そのため、こうした事態について、そもそも認識している人は少ないかもしれない。また、なぜこうした事態が問題なのか疑問に思う人もいるだろう。

1989年に始まったアジア太平洋経済協力(APEC)には、1991年に台湾と香港が中国とともに同時加盟している。また、世界貿易機関(WTO)に関していえば、香港はその前身である関税と貿易に関する一般協定(GATT)のメンバーであり、1995年にはWTOの創設メンバーとなった。台湾も中国(2001年12月加盟)より僅かに遅れ、2002年1月にWTOに加盟した。そして、東アジア地域枠組の形成において重要な要素であるFTAは、このWTOにおいて規定された条件にもとづいて締結すべきものである。つまり、台湾と香港がASEAN+3によるFTAに参加するには、その政府自身が協定に調印する必要がある。香港は中国の一部であるもの

の、中国政府の調印した協定を香港に適用すれば、WTOにおける香港の地位を否定することになってしまう。

では、東アジア地域枠組において台湾と香港の参加が実現していないのは、なぜだろうか。ごく単純ないい方をすれば、台湾の参加問題が純粋な経済問題ではなく、政治問題となったからである。そして、香港は台湾の参加をめぐる政治問題に巻き込まれたように思われる。

ただし、その原因は台湾でなく中国にある。中国は台湾のWTO加盟にさまざまなクレームをつけていた。それでも台湾がWTO加盟にこぎつけたのは、中国もWTOに未加盟であったことと、アメリカなどの先進国が中国の動きを牽制したからであった(第1章参照)。台湾の陳水扁総統は「台湾独立派」と目されたが、任期当初は「独立路線」を棚上げし、中国に対してFTA締結や経済および政治統合を呼びかけた。しかし、中国はこの呼びかけに応じず、むしろ台湾に対して「1つの中国」原則の受入を要求し、WTOへの参加やFTAの締結を含め、台湾が独自に国際社会で活動することを妨害し続けた。そして、他の東アジア諸国も中国に遠慮し、台湾とのFTA締結を躊躇し、また東アジア地域枠組における台湾の未参加問題を取り上げようとしなかった。

最近の動向をみると変化の兆しがみられる。しかし、台湾と香港が東アジア地域枠組のメンバーとなる見通しは立っていない。2008年、台湾では外省人(中国出身者)2世の馬英九総統が就任し、8年ぶりに中国国民党(以下、国民党)政権が発足した。それ以降、台湾と中国は関係改善に取り組み、FTAに相当する経済協力枠組協議(Economic Cooperation Framework Agreement: ECFA)を2010年6月に調印し、同年9月に発効させた(ただし、内容の実施は2011年1月)。また、香港も2002年以来中絶されていたニュージーランドとのFTA交渉を2009年に再開した。しかし、台湾では将来の政権交代により、民進党出身の総統が登場し、中国との関係も悪化する可能性がある。このような場合に備えて、中国は台湾の国際社会への参加について何らかの制限を残すか、あるいは中国の意向次第で台湾の参加を打ち切ることが可能な仕組みを設ける可能性がある。東アジア地域枠組への参加についても同様であろう。今後、陳水扁政権の時

代と同じ状況が再現される可能性は残されている。

このように台湾と香港が東アジア地域枠組に参加できないのは、中国の台湾に対する政治的な意向が大きく影響している。こうした問題について解説し、可能な限り将来の展望を示すのが本書の狙いである。

## 第2節 本書の狙いと構成

本書では一見 FTA のように経済と重なるテーマを扱っている。しかし、本書の視点はむしろ政治や国際関係にある。東アジア地域枠組は FTA とその発展形態としての「経済共同体」が主軸になっているが、経済の視点だけで議論するべきではない。台湾と香港の未参加問題は、そのことを示す事例の1つである。

国内では、東アジアにおける地域枠組の形成や FTA などを議論する専門家の多くが、この問題を避けてきた。中国、台湾研究者がこの問題を取り上げることも、平川 [2009] 等、僅かである。一方、ヨーロッパ統合の研究者である中村らは東アジア共同体憲章案を提示するにあたり、台湾を参加させる必要性に言及した。とはいえ、中村らの言及は疫病感染の拡大防止を理由としたものであり、経済統合への考慮や中国を通じて WHO に参加している香港への言及がない（中村他 [2008:133, 209]）。台湾と香港の東アジア地域枠組への未参加を論じた論考が皆無なのは、参加が実現していないがゆえに分析する材料が少ないためであろう。本書についても、陳水扁政権時代の台湾と中国の対立が、香港にも波及したことを指摘したものの、状況証拠による推測にとどまり、詳細な政治過程を明らかにするには至っていない。

しかし、台湾と香港が未参加なままでは、東アジア全体を包括した枠組が完成しないという大きな問題がある。ASEAN+3 による FTA や東アジア共同体に関心をもつ方々にも、この問題を認識したうえで、東アジア地域枠組の是非やグランドデザインについて考えて頂きたい。本書は、そのための材料を提供することを目的としている。

具体的には、第1に、台湾と香港の国際的な地位である。これは、台湾と香港の政治史や国際法など複数の分野にまたがる問題である。この問題を扱う第1章は、本書のなかで最も難解な部分であると思われる。しかし、東アジア地域枠組、あるいは現在の国際社会における台湾や香港の扱いについて検討するには、この問題を避けて通れない。やや重複する部分もあるが、本書全体の理解に必要な概念について、第3節で簡単に解説している。ただし、そのために議論を単純化した部分があることをご了解頂きたい。「分断国家」や「政府承認」「国家承認」、「従属領域」「従属関係」などの概念について正確に理解するには、本書で引用した文献のほか、他の分断国家に関する文献（たとえば、広渡[1996]、山田[1995]）もしくは国際法や国際政治の教科書や事典を参照して頂きたい。

第2に台湾と香港のFTA政策と、その東アジア地域枠組への対応である。対外政策は、中国や第三国との関係のなかで形成されると同時に、内政からも大きく影響を受けるものである。台湾については、2000年と2008年の政権交代が起こり、FTAに関連する政策は政権ごとに異なっている（第2章、第3章参照）。また、香港についてもCEPAでは、財界などの圧力団体の意向や董建華行政長官の再選（2003年）との関連が指摘できる（第4章）。こうした内外の政治的な動きと合わせて、台湾と香港のFTA政策を解説する。

第3に中華経済圏の可能性である。台湾と香港について、東アジア地域枠組や東アジア諸国によるFTAネットワークの未参加という問題が起きるのは、中国との関係が背景にある。中国と台湾、香港は経済的にも密接な交流が存在し、また文化的にも共通点が大きい。当然、これらを合わせた中華圏あるいはグレートチャイナという単位で考える必要を提起する人もいだろう。しかし、経済関係の緊密化が本格的な制度的経済統合を実現させる十分条件とはいえない。また、中国、香港と台湾の間には、正式な政府間関係が存在しないほか、実務協力のうえでも政治的な障害がある。こうした問題を第5章において解説する。

本書は、序章と終章を除くと5つの章から構成されている。以下、各章の概要を説明する。

第1章では台湾と香港の地位と地域主義への参加に関わる問題についてまとめた。本来、地域主義への参加において問題を抱えているのは台湾である。台湾は地位が未確定の領域であるが、中国は香港、マカオと同じく、台湾も中国の一部であると主張している。一方、中国は香港とマカオが経済社会分野に限り、国際社会に参加することを許可している。それは、香港とマカオが中国に返還され、その特別行政区となっているからである。しかし、台湾は地位が未確定の領域である。その台湾が中国への帰属が決まらないまま、幅広い国際社会への参加を享受すれば、中国による台湾の統一は実現し得ない。そこで、中国は自らの許可がないまま、台湾が国際社会へ参加することを好ましく思っていない。APECやWTOでは既存メンバーが台湾の参加を支持し、とくにアメリカが台湾の加盟あるいはその名義や方法に異議を唱える中国を押さえ込む役割を担っていた。しかし、中国は台湾の参加を阻止するため、ASEANに対して主権国家以外の国際主体の参加を制限するよう働きかけた。そしてASEAN+3などでの多国間FTAや東アジア共同体など東アジア地域枠組ではアメリカが排除され、中国に対抗してまで台湾の加盟を支持する国が存在しない。このことが、台湾だけではなく、香港やマカオの参加も疎外する結果となってしまった。

第2章と第3章では台湾のFTA政策および地域主義への対応について、それぞれ陳水扁政権と馬英九政権の時代を扱っている。議論を2章にまたがって行うのは、両政権におけるFTA推進のアプローチが異なるためである。基本的なFTA推進のアプローチには2つある。1つは「中国優先アプローチ」である。これには台湾が中国とFTAを締結すれば、第三国は台湾の地位問題を気にせず、台湾とのFTAを締結しやすくなるとの目論見がある。もう1つは「第三国優先アプローチ」である。これは、第1章で分析したWTO加盟の事例と同様、中国の反対に遭っても第三国が台湾を支持することを期待し、第三国とのバイラテラルなFTA締結や多国間FTA、地域枠組への参加を目指すものである。

陳水扁政権は当初「中国優先アプローチ」を採用しつつ、台湾と中国の対等性を確保しようとした。そのため、台湾と中国がWTO代表部を通して「两岸FTA」を締結したり、経済や政治上の統合を行うよう提案した。

しかし、中国は陳水扁政権およびその母体である民進党を「台湾独立派」とみなし続け、また陳水扁政権が「台湾は主権国家である」と主張したことから、「兩岸 FTA」を拒否し、台湾と第三国の FTA 締結にも反対した。そのうえで、中国が香港と締結した CEPA と同様の取決めを陳水扁政権に逆提案した。当然、陳水扁政権は CEPA を一国家二制度の産物であると反発し、拒否した。陳水扁政権は徐々に「第三国優先アプローチ」に転換したが、FTA 推進において有効に機能することはなかった。

一方、馬英九政権では「中国優先アプローチ」が功を奏しつつある。中国は馬英九政権が「1992 年コンセンサス」の存在を認めたことを評価して、対話の再開に応じ、馬英九政権が提案した FTA の名称である包括的経済協力協議 (CECA) や経済協力枠組協議 (ECFA) に同意した。しかし、野党となった民進党は、馬英九政権が台湾の地位をおとしめたからだとの疑念や、ECFA 締結後も中国が台湾と第三国との FTA に反対する可能性を指摘している。馬英九政権の FTA 政策に対する評価は、今後、台湾と第三国の FTA が締結し得るかどうかにかかっている。

第 4 章では香港の FTA 政策および地域主義への関心について分析した。香港が最初に締結した FTA は中国本土との CEPA である。CEPA は中国の WTO 加盟後も香港企業に対する優遇を継続するための手段として、香港財界がイニシアティブを発揮して実現した。中国は董建華行政長官の再選のため、香港財界の要求を受け入れた。こうした事情もあり、CEPA は中国本土の譲許 (通商交渉で約束された事項) のみで、香港の譲許がまったくないという特徴をもつ。しかし、董建華行政長官は「一国家二制度」との兼ね合いから、CEPA にも消極的な姿勢を見せていたため、主体的な FTA 政策をもっていたとは言いにくい。また、香港はニュージーランドとの FTA 交渉を行ったものの、2002 年以降、長期間にわたって中断した。香港政府が第三国との FTA や東アジア地域枠組に対する関心を明示するには、2005 年の曾蔭権行政長官の登場と、2008 年以降の台湾と中国の関係改善が必要であった。

第 5 章では中華経済圏の虚実について検討した。中華圏の名称や地理的範囲は論者によって異なるが、中国本土、香港、マカオ、台湾を含んだ「兩



岸四地」(あるいはマカオを数えずに「兩岸三地」)とされることが多い。中華圏での経済統合や中華経済圏に関する議論は、香港を中心に行われている。これには、香港が中国本土との間で人的交流の緊密化が進行し、両領域の間では統合に類する現象がみられ、あるいは統合を政策として進める必要性が議論されていることが背景にある。しかし、これらは必ずしも本来の経済統合といえない要素も多い。そして、中国の主権下にある中国本土、香港、マカオの間での統合ですら、本格的に行うには特別行政区基本法の改正が必要である。基本法改正は政治的に敏感な問題であり、民主化問題が解決するまではとくにそうである。台湾の蕭萬長副総統は過去に「兩岸共同市場」構想を唱えたが、これは選挙中に対立候補、政党による攻撃対象にされた。また、台湾では中国との ECFA ですら政治問題となっており、中国との本格的な統合はほぼ不可能である。

### 第3節 用語・概念の説明

本書には読者にとって聞き慣れない用語や概念が多く登場する。そこで理解を容易にするため、本題に入る前に重要な用語や概念について簡単に説明しておきたい。

#### 1. 「地域」と「領域」

一般には台湾と香港を「地域」と呼ぶ場合が多いが、本書では領域(territory)と呼ぶ。本書で「地域」を用いる場合は、東アジアやヨーロッパなどの地域(region)を指す。これは第1に、地域が指す内容の曖昧さを回避するためである。第2に、国際関係の議論を行う場合には領域の方がより適切な用語だからである。

国家は必ずしも1つの領域から構成されているとは限らない。かつての植民地も宗主国の本土領域からは分けられていることが多い。今日でも、アメリカやイギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランドは独

立に至らない領域をいくつか統治し、これらの領域に対して本土領域とは異なる地位の付与や法律、行政上の扱いを行っている。日本は現在、竹島や北方領土のような係争地を除けば、本土領域の1つのみで構成されている。しかし、かつては朝鮮半島や台湾を植民地化し、太平洋の一部島嶼を統治したことがある。

ちなみに、1972年には沖縄が日本に返還された。アメリカ統治下の沖縄はアメリカ本土と異なる領域とされていた。しかし、沖縄は返還後、日本の本土領域に統合された。つまり、通貨が日本円に切り替わり、本土と同じ法律が適用された。一方、香港とマカオはかつて、イギリスおよびポルトガルの植民地あるいは租借地であった。中国に返還された後も、その本土領域に統合されず、別個の領域として存続している。香港やマカオは独自の通貨をもち、中国本土とは異なる法制度を維持している。つまり、中国（中華人民共和国）は本土領域の他、香港とマカオを加えた3つの領域から構成されていることになる。

台湾の場合は、見方によって国家であったり、領域とされたりするなど、やや特殊な事例である。台湾の政府は「中華民国」を正式な国名としている。しかし「中華民国」とは、かつて中国に存在した国家である。台湾は1945年以降、「中華民国」の統治を受けている。しかし、「中華民国」による台湾統治の法的な形態つまり、占領なのか、領有なのかは議論が分かれる。また、1947年には228事件と呼ばれる台湾の市民と「中華民国」当局の大規模な衝突が起きた。このように、台湾において「中華民国」の統治機構は外来的なものであった。一方、中国では1949年に中国共産党が「中華人民共和国」を「建国」したため、「中華民国」は中国を追われ、台湾に移転した。こうして、台湾と「中華民国」の実効支配領域は、福建省の一部島嶼（金門、馬祖）を除き、ほぼ重なることとなった。

確かに「中華民国」を承認する国は現在も存在するが、その数は年々減少し、現在は僅か23カ国のみである（2010年5月時点）。世界の主要国は、「中華民国」政府から北京の「中華人民共和国」政府が中国の正統な政府であるとして、承認を切り替えた。この時点で、「中華民国」政府は自らを台湾政府であると認めていなかった。また、国連総会の決議文をみれば、

国連から追放されたのは「蒋介石の代表団」つまり「中華民国」であって、台湾ではないように思われる。一方、中国は台湾を自国の一部であると主張しているが、香港やマカオの場合と違い、中国は台湾を実効支配していない。こうした事柄を考慮すると、台湾はいずれの他国にも従属せず、国際社会での地位が未確定な領域であると考えられる。

とはいえ、李登輝政権の民主化によって、台湾国内では「中華民国」と台湾の乖離が解消された。国際社会における承認を失った「中華民国」であるが、台湾の市民の多くは自分たちの国であると考えている。台湾が主権国家の要件を揃えているかについては、台湾国内でも議論があるものの、台湾が主権国家でないと結論づけることもできない。たとえば、小田滋元国際司法裁判所副所長は、台湾の「中華民国」は主権国家であると述べている（小田 [2007]）。ここでは、台湾が主権国家であるか否かという問題に決着をつけることはできない。しかし、世界には、自ら主権国家としての地位を否定し、他の国家に従属している領域であるにもかかわらず、国際社会において「国」に準じた扱いを受ける事例が存在する（第1章参照）。まして、台湾は他のどの国にも従属していないのである。したがって、台湾が仮に主権国家でない場合でも、台湾を「国」と呼ぶことは間違っていないはずである。そこで、本書では、台湾の国内事情に言及するなどの場合、台湾を国に準じて扱うこととする。

## 2. 中華圏の各領域とその関係

本書では中国(香港とマカオを含む)と台湾を合わせた地域を指す場合、「中華圏」と呼ぶこととする。中国のうち、香港とマカオを含まない領域については、「中国本土」と呼ぶこととする。香港と中国本土の関係は、「中港関係」と呼び、その文脈のなかで中国政府を指す場合は「中央政府」と呼ぶ。

台湾と中国の関係については「兩岸関係」と呼ぶ。これは中国と台湾が台湾海峡の兩岸に位置しているためである。中国や台湾では双方の関係を指す場合、「兩岸」を用いている。当然、固有名詞にも「兩岸」が含まれることが多い。たとえば、陳水扁政権が提案した「兩岸 FTA」や馬英九

政権の蕭萬長副総統が提唱した「兩岸共同市場構想」などがその例である。前述の台湾の地位をどうみなすかによって、「兩岸関係」が何かは定義が異なる。中国政府の公式見解に従えば、台湾は香港やマカオと同じ扱いである。つまり台湾と中国の関係は、一国家の内部における中央と地方の関係である。台湾の民進党あるいは陳水扁政権は、国際関係と見なしている。

国民党は中国政府と民進党の中間の立場である。ただし、これを正確に定義することは難しく、民主化後の国民党主席はさまざまな見解や構想を示してきた。李登輝総統による民主化の一環として、中華民国憲法の修正条項が制定された。同条項は中国全土を「中華民国」の領土とする建前を維持しつつ、「中華民国」政府が実効支配する台湾地区と、「大陸地区」(中国)に分けた。兩岸関係は「1つの中国」における「地区」同志の関係とされた。しかし、李登輝総統は任期後半に「兩岸関係」を「特殊な国と国の関係」(二国論)と定義し、中国の反発を招いた。連戦は中国に「国家連合」構想を呼びかけた。これは二国論を維持しつつ、中国に接近するためであった。しかし、国家連合構想は中国に受け入れられず、連戦は「兩岸関係」を自ら定義づけすることを避けた。馬英九は「兩岸関係」について、憲法修正条項のとおり「地区と地区の関係」だと述べたが、世論の批判を受けた。

しかし、台湾の地位や「兩岸関係」の定義づけを避けることは、各国との実務関係を維持するにはやむを得ない側面もある。台湾政府が「1つの中国」という概念を否定しなければ、中国は自らの「兩岸関係」に関する定義を棚上げし、双方の政府の授権を得た半官半民の交渉窓口機関を通じた対話に応じてきた。日本やアメリカなど世界の主要国とも中国を承認しているため、台湾の地位を曖昧にしたまま、やはり半官半民の交渉窓口機関を通じた実務関係が維持されてきた。

### 3. 台湾問題をめぐる「政経分離」とその限界

こうした状態は「政経分離」と表現されることが多い。しかし、こうした「政権分離」はバイラテラルにおいてのみ有効である。というのも、マルチラテラル(多国間)では、多くの主権国家が加盟・参加している。こ

うした場面において、台湾が独自に加盟・参加すれば、台湾は実質的に主権国家に近い国際主体と化してしまう。一方、香港やマカオは中国主権のもとにある領域であることが明らかである。そのため、参加できる国際組織や会議は台湾よりも多い。正式加盟が主権国家に限定された国際組織や会議の場合でも、香港やマカオは中国政府を通して間接的に参加できる。必要があれば、香港やマカオの政府代表が、中国政府団の一員として加わることも可能である。もし、台湾もマルチラテラルな組織・枠組へ加盟・参加をするのであれば、香港やマカオのように中国の主権のもとにあることを確認すべきだというのが、中国の主張であった。

しかし、台湾は APEC において「経済実体」、WTO において「独立関税領域」を名乗り、参加・加盟を果たした。当然、中国はこれを不満としている。APEC の場合は、首脳会談において台湾の総統を排除し、香港の行政長官の出席を認めるなどの措置によって、中国の面子を保っている。また、APEC では政治問題に強く影響する要素が少ない。APEC におけるアジア太平洋 FTA の動きも長年停滞してきた。しかし、WTO ではそのメンバーであれば、独立関税領域にも主権国家と同じ権能を認めている。その権能には、FTA の締結も含まれている。そのため、中国は主権国家のみが国際社会の構成員であると必要以上に強調せざるを得なくなった。そして、中国は台湾との FTA を締結することが「1つの中国」原則に反すると主張し、第三国が台湾と FTA を締結しないよう圧力をかけた。しかし、その結果、香港と第三国との FTA 締結まで滞ることになった。これは中国にとって本望ではなく、ジレンマを抱えることになった。

とはいえ、馬英九政権の発足後、中国の態度には変化がみられる。2009 年には台湾の世界保健機関 (WHO) 参加、とくに台湾の衛生署長が閣僚の地位を明示したうえで世界保健大会 (WHA) にオブザーバー出席することを容認した。FTA についても、中国は台湾と ECFA を締結した。ECFA は FTA の名称を避けたが、WTO ルール上は FTA である。そのため、WTO での審査を受ける必要があり、そこでは中国と台湾の官僚が同席することになる。これは中国が従来避けてきた事態である。また中国は「1つの中国」原則の遵守、つまり ECFA と同様に FTA の名称を避けること

を条件に、台湾が第三国との FTA 交渉を行うことも容認した。こうした変化が、東アジア地域枠組における台湾と香港の未参加問題の解決につながるのか、今後も観察を続ける必要がある。

#### 4. 統合と統一

本書の第2章から第4章では、台湾と香港の FTA や地域経済枠組への対応を扱っている。この範囲であれば、統合とはおもに経済統合を指し、またこの統合は制度的なものを指している。統合という概念は、必ずしも経済問題に止まらず、経済統合から政治統合への波及が起こる場合もある。こうした波及は、ヨーロッパのように統合が進んだ（深まった）場合に起こるものである。共通通商政策を担う欧州委員会や、通貨同盟にともなうヨーロッパ中央銀行の設立などがその事例である。このほか、外交や安全保障など政治分野の協力もある。

一方、統一とは国家結合に関する概念で、その意味は2つの国や領域が1つの主権国家として結合することである。統合と統一は本来、異なる概念である。しかし、台湾や香港と中国（本土）の関係について議論する場合、両者が混同されることは意外に多い。

事例をみれば、統合と統一の概念の違いは明確である。ヨーロッパでは、EU加盟各国の間で統合が進められ、相当程度、統合の深化が進んでいるが、未だに統一国家ではない。一方、連邦制国家は統一国家であるが、単一制国家と比べて、統合の余地が存在する場合もある。このように、統合は国際間でも、国内でも行われ得る。

確かに、経済統合が深化し、国家財政の統合を含む完全な経済同盟に至れば、その統合体と主権国家の区別は難しいかも知れない。その意味で、統合が統一を促進する側面がまったくないわけではない。実際に旧東西ドイツの事例では、その統一には統合がともなっていた。統一条約（1990年8月）の直前に、通貨・経済・社会同盟条約（1990年5月）が締結されている。しかし、香港の中国への返還では香港に「一国二制度」が適用され、中国本土の統合が行われなかった。「一国二制度」は本来、台湾に

統一を呼びかける際に考え出されたものである。これ自体は曖昧な概念であり、具体的なイメージについては連邦あるいは国家連合に近いものではないかとの議論（矢吹 [1996：第1章]）もあるが、いずれにせよ、統合を前提したものではない。

なお、政治学や社会学では、国民統合という言葉が用いられることがある。この国民統合は社会統合の一概念と思われる。前述した統合とは、異なる次元の概念である。また、経済学者は、投資や貿易などの経済交流、あるいはその結果を「経済統合」と呼ぶことがある。しかし、この「経済統合」は非制度的なものであり、やはり前述した統合とは異なる。

#### 〔参考文献〕

- 小田滋 [2007] 「主権独立国家の『台湾』：『台湾』の国際法上の地位：（私の体験的・自伝的台湾論）」『日本學士院紀要』第 62 卷第 1 号 9 月，43-68 ページ。
- 中村民雄・須網隆夫・臼井陽一郎・佐藤義明 [2008] 『東アジア共同体憲章案：実現可能な未来を開く議論のために』昭和堂。
- 広渡清吾 [1996] 『統一ドイツの法変動：統一の一つの決算』有信堂高文社。
- 平川幸子 [2009] 「アジア地域統合と中台問題」『国際政治』第 158 号 12 月，150-64 ページ。
- 山田晟 [1995] 『東西両ドイツの分裂と再統一』有信堂高文社。
- 矢吹晋 [1996] 『巨大国家 中国のゆくえ—国家・社会・経済』東方書店。